

1. 基礎情報

(平成 23 年 2 月 1 日現在)

銘柄名	MAXIS S&P 東海上場投信
銘柄コード	1553
対象株価指数	S&P 日本地域別指数-東海-
上場取引所	名古屋証券取引所
上場日	平成 23 年 2 月 22 日 (火)
取引所取引単位	100 単位
信託報酬	<基準報酬>純資産総額の年 0.50% (委託: 0.45%、受託: 0.05%) (税抜) 以内 <レンディング分>品貸料 (配当金相当額等を除く) の 50% (税抜) 以内。委託と受託で折半。
信託期間	無期限
収益分配時期	年 2 回分配 (決算日: 原則として毎年 1・7 月の各 16 日。該当日が休業日にあたる場合も同じ。第 1 計算期間は平成 23 年 2 月 21 日~平成 23 年 7 月 16 日。)
管理会社	三菱UFJ 投信株式会社
信託受託者	三菱UFJ 信託銀行 (再信託: 日本マスタートラスト信託銀行)
ファンドの目的	対象株価指数 (S & P 日本地域別指数-東海-) の値動きに連動する投資成果をめざします。

2. 対象株価指数についての説明
S & P 日本地域別指数-東海-

S & P 日本地域別指数-東海-とは、わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、東海地方 (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県) に本社を有する企業で構成されている株価指数です。

構成銘柄は、流動性等のスクリーニングを経た銘柄群の中から、浮動株修正時価総額上位 50 銘柄を選定します。平成 13 年 9 月 21 日 (終値) の時価総額を 1,000 として指数化しており、S & P が算出・公表しています。^(注)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額を修正します。

(注) 算出方法: 算出時の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 1,000

なお、S & P 日本地域別指数-東海-の指数値や指数構成銘柄リスト等の情報は、S & P の日本語公式ホームページをご参照下さい。

S & P の日本語公式ホームページ <http://www.standardandpoors.co.jp/>

3. S & P 日本地域別指数-東海- の指数構成銘柄

(平成 23 年 2 月 1 日現在)

コード	銘柄名	本社	コード	銘柄名	本社	コード	銘柄名	本社
6902	デンソー	愛知	9533	東邦ガス	愛知	7649	スギホールディングス	愛知
7203	トヨタ自動車	愛知	5947	リンナイ	愛知	7296	エフ・シー・シー	静岡
9022	東海旅客鉄道	愛知	4732	ユー・エス・エス	愛知	7221	トヨタ車体	愛知
9502	中部電力	愛知	5471	大同特殊鋼	愛知	4206	アイカ工業	愛知
7269	スズキ	静岡	7951	ヤマハ	静岡	5482	愛知製鋼	愛知
7259	アイシン精機	愛知	8358	スルガ銀行	静岡	8130	サンゲツ	愛知
6201	豊田自動織機	愛知	8270	ユニー	愛知	9793	ダイセキ	愛知
8355	静岡銀行	静岡	7282	豊田合成	愛知	9744	メイテック	愛知
6586	マキタ	愛知	2811	カゴメ	愛知	8527	愛知銀行	愛知
4062	イビデン	岐阜	3116	トヨタ紡織	愛知	5191	東海ゴム工業	愛知
5333	日本ガイシ	愛知	9076	セイノーホールディングス	岐阜	4681	リゾートトラスト	愛知
7272	ヤマハ発動機	静岡	6103	オークマ	愛知	8522	名古屋銀行	愛知
6448	ブラザー工業	愛知	6136	オーエスジー	愛知	7220	武蔵精密工業	愛知
8015	豊田通商	愛知	8361	大垣共立銀行	岐阜	6676	ルコホールディングス	愛知
6965	浜松トコス	静岡	8356	十六銀行	岐阜	2681	ゲオ	愛知
5334	日本特殊陶業	愛知	6995	東海理化	愛知	9543	静岡ガス	静岡
9987	スズケン	愛知	6465	ホシザキ電機	愛知	全 50 銘柄		

(注) 指数構成銘柄は毎年 9 月の第 3 金曜日の取引終了後に見直しを行います。

4. MAXIS S & P 東海上場投信の情報の入手方法

三菱 UFJ 投信 ホームページ (基準価格、純資産、目論見書、商品概要等がご覧になれます。)

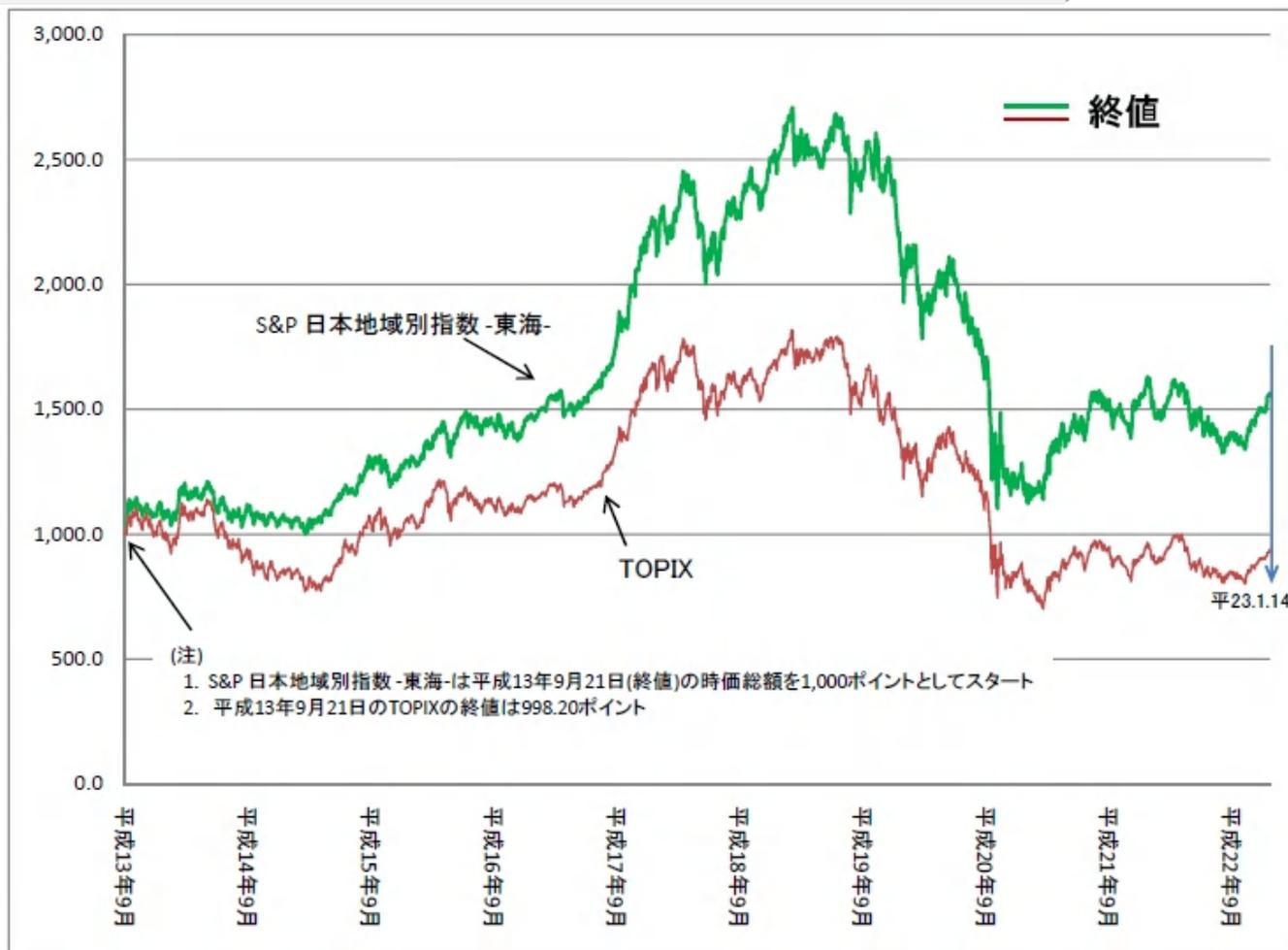
<http://www.am.mufg.jp/>

名古屋証券取引所 ホームページ

<http://nse.or.jp/>

5. S & P 日本地域別指数-東海- と TOPIX（東証株価指数）の推移

(平成13年9月21日～平成23年1月14日)



東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

6. 投資リスクについて

MAXIS S&P東海上場投信への投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、投資に伴うリスクを認識・検討し、慎重に投資判断を行う必要があります。

◎ 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、S & P 日本地域別指数-東海-の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因により乖離が生じることがあります。
- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

7. 課税上の取扱いについて

MAXIS S&P東海上場投信への投資に関する課税上の取扱いは以下のとおりです。

① 個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

◎当パンフレットは作成時におけるMAXIS S&P東海上場投信の概要説明を目的としており、個別銘柄を推奨するものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。



株式会社名古屋証券取引所

営業推進グループ Tel 052-262-3173